

# ワンストップ特例制度申請書記入例

083020

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

申請日を記入してください。

令和 年 月 日 茨城町長 殿	整理番号
住所 〇〇県△△町□□ 1-2-3	フリガナ イバラキ タロウ 氏名 茨城 太郎
	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
電話番号 0123-45-6789	性別 (男) 女
	生年月日 明・大・昭 平・香 59 . 10 . 1

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう）を記載してください。

印刷されている内容をご確認ください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

印刷されている内容をご確認ください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇〇年 4月 1日	10,000 円

※1年に複数回寄附いただいた方は、その都度申請が必要です。  
(この欄には1回分の金額が記載されています。)

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

内容を確認してチェックをつけてください。  
(※確定申告をしないことを確認)

両方にチェックがないと申請は受け付けられません

内容を確認してチェックをつけてください。  
(※寄附先が5か所以内(予定)であることを確認)

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

※茨城町では、受付書の返送は原則行っておりません。  
(申込時にメールアドレスを記入された方については、受付状況をメールでお知らせします。)  
(郵送・FAXでお申し込みされた方については、受付書の発送を行います。)

受付団体名 茨城県茨城町

# ふるさと納税ワンストップ特例について

083020

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を希望される方は、別添の「寄附金税額控除に係る申告特例申請書(第五十五号の五様式)」の以下の各欄に記入してください。その上で、本人確認書類を同封し、**寄附をした翌年の1月10日まで(必着)**に茨城町へ郵送いただきますようお願いいたします。(郵送にかかる諸費用はご負担をお願いいたします。)申請受理後に、受付状況をメールでお知らせいたします。(申請書の一番下についている**受付書の返送は原則行っておりません**。ただし、郵送・FAXでお申し込みされた方については、受付書の返送を行います。)

なお、特例の申請を希望されない方・要件に該当しない方は、お手数ですが別添の申請書は破棄してください。(この場合、税の控除を受けるためには、確定申告が必要となります。)

## <提出いただく書類>

- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」
- ・「本人確認書類」(下記参照)

## <申請書に記入していただく箇所>

- ・「**個人番号(マイナンバー)**」
- ・「**2.申告の特例の適用に関する事項**」  
(確認後2か所のチェック事項を確認)

## <申請書送付先>

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080

茨城町役場 町長公室秘書広聴課 ふるさと納税担当

※平成28年1月以降の寄附に伴うワンストップ特例制度の申請書には、**個人番号(マイナンバー)の記入が必要**となります。また、申請の際に本人確認(番号確認と身元確認)を行いますので、下の表の本人確認書類(番号確認と身元確認両方)のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

### マイナンバーカード(個人番号)を持っている場合

- ・マイナンバーカードの表裏コピー



### マイナンバーカード(個人番号)を持っていない場合

- ・通知カードの両面コピー  
(または個人番号が記載された住民票の写し)



- ・身分証明書のコピー(※1)

### ※1 身分証明書のコピーについて

身分証明書のコピーは、顔写真付きの身分証明書をご提供いただく場合は1種類、顔写真の付いていない身分証明書のコピーをご提供いただく場合は2種類必要となりますのでご注意ください。

- 顔写真付きの身分証明書例) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- 顔写真の無い身分証明書例) 健康保険の被保険者証、母子健康手帳や国民年金手帳の写しなど

### ※注意事項※

申告特例申請書の提出後に寄附をした翌年の1月1日までに内容(電話番号を除く)の変更があった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」を寄附した**翌年の1月10日まで(必着)**に茨城町へご提出ください。ご提出がない場合は、特例制度が適用されません。

なお、変更届については、寄附をお申込みいただいたサイトよりダウンロードしていただくか、茨城町秘書広聴課(029-240-7148)までご連絡ください。